

2023 年 1 月 18 日

岡安商事株式会社
代表取締役社長 杉本良隆
大阪府中央区北浜 2-3-8
日本証券業協会会員

弊社に対する日本証券業協会の処分等について

各位

平素は格別のお引き立てにあずかり厚く御礼申し上げます。

弊社は、先般、近畿財務局及び農林水産省、経済産業省より行政処分を受けておりますが、先般来弊社ホームページ等で予めお知らせ致しておりますとおり、当該内容に関連する事案につきまして、日本証券業協会より、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び定款第 29 条の規定に基づく勧告の通知を受けました。

同様の処分又は制裁、勧告を今後も弊社が所属している団体から受ける場合もございます。

本件に関連する事案に関しまして、お客様をはじめ関係者のみなさまに大変なご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

処分の内容につきましては下記の通りとなります。経営陣ならびに社員一同が一丸となり、みなさまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

なにとぞご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 処分の内容

過怠金 3,000 万円の賦課

2. 処分の理由

当社は、関係会社への貸付を行うにあたり、意図的に取引先等を迂回させて当該関係会社への貸付を行い、自己資本規制比率の低下を回避したほか、その資金の一部を当社の劣後特約付借入の原資に充当させることにより、自己資本規制比率を本来の数値よりも向上させ、2010 年 8 月 30 日から 2022 年 2 月 28 日までの間、実態と異なる自己資本規制比率を算出し、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 46 条の 3 第 1 項に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）第 172 条第 1 項に定める事業報告書に実態と異なる自己資本規制比率を記載して作成した上で当局に提出していたほか、金商法第 46 条の 4 に基づく金商業府令第 174 条に定める説明書類及び金商法第 46 条の 6 第 3 項に定める自己資本規制比率を記載した書面に実態と異なる自己資本規制比率を記載して作成した上で公衆の縦覧に供していました。

また、日本証券業協会に加入した 2018 年 12 月 3 日を含む当該期間の一部において、自己資本規制比率が金商法第 46 条の 6 第 2 項に定める 120%を下回っていました。さらに当社は金商法第 46 条の 6 第 1 項に基づく金商業府令第 179 条第 1 項第 1 号に掲げる場合（自己資本規制比率が 140%を下回った場合）の届出を行っていませんでした。

本件が発生した背景には、当社経営陣において、法令に抵触しない形式にすれば良いと安易に考えるなど、法令遵守に関する認識が欠如していることが認められました。すなわち、当社経営陣は、金商法の趣旨及び目的を適切に理解できておらず、業務運営の適切性について、外部の専門家に検証を依頼するという意識を持つことなく、健全な企業として法令等を遵守し、業務運営を行っていくという自覚が欠如していました。また、当社経営陣は、問題を把握した場合の適切な判断能力及び対応能力が欠如しており、誤った判断を行っていました。

また、当社は、外部の専門家から適宜的確に指摘を受ける態勢が構築されておらず、当社内において、法令違反行為を発見する態勢整備が不十分であったことも相俟って、長期間にわたり法令等違反行為を継続して行っていました。

3. 勧告の内容

- ① 法令等遵守に取り組むよう全社的に経営姿勢を刷新し、経営管理態勢の充実及び強化を図ること。
- ② 経営陣主導の下、全社的な法令等遵守意識を醸成するように努め、適切な内部管理態勢及び内部監査態勢を構築し、その運営を確実なものとする。
- ③ 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

以上

◎お問い合わせ先（平日 9：00－17：30）

岡安商事株式会社 本社 管理部 0120-346-492

東京本部管理部 0120-182-461